

令和2年第8回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和2年8月27日(木) 午前9時00分～12時15分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎別館防災センター2階会議室

出席農業委員(10人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子

欠席農業委員(2人)

	3番	西	美香
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後潟局長、大里主査、中村主任

議事録署名委員 (11番 久木山 純広 委員 ・ 1番 木場 由美子 委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について
- 日程第2 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(8件)について
- 日程第3 議案第42号 農用地利用集積計画案(9件)について(新規9件)
- 日程第4 議案第43号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規2件)について
- 日程第5 議案第44号 いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

会議の概要

- 局長 皆様、おはようございます。ただ今から令和2年第8回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 (あいさつ)
- 局長 どうもありがとうございました。それでは、令和2年第8回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が行うことになっております。会長、よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、私のほうで進めさせていただきます。よろしく申し上げます。まず、事務局より農業委員の出席状況の報告をお願いします。
- 局長 農業委員の定数12名で、現在数12名に対し、出席委員10名、欠席委員2名であります。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3人の方々も全員出席されております。
- 議長 ありがとうございました。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行して参ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 それでは今回の議事録署名委員は、11番久木山純広委員、1番木場由美子委員をお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第1、議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 大里主査 1ページをお願いします。日程第1、議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。現在譲受け人は、経営面積はございませんが、今回の申請地は5条申請で取得予定の隣の敷地にな

り、所有面積が 367 m²となり、下限面積を超えます。

調査は【正】を古賀委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、調査員の報告をお願いします。

古賀委員 9番古賀です。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」8月25日午前9時から、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員とで調査しましたので報告いたします。

資料の1、2ページを参照してください。申請地は第5条第1項のNo.1で申請が出されている隣の申請地です。申請人は、新規就農者で申請地を取得後、自家消費の物を栽培しますとのこと。なお、労働力は常時二人で、農機具は今後購入されるとのことで、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。事務局の説明と、現地の調査報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようでございますので、日程第1、議案40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請1件について」は申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

無いようですので、日程第1、議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請1件については」申請のとおり許可することといたします。

次に、日程第2、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議案とします。今回の申請は8件であります。事務局の説明、その後、調査委員からの調査・報告をお願いします、8件全ての説明が終わった後に質疑に入りたいと思います。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任 それでは、No.1について、説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。

申請地は日当たりが良く造成費も少ないため、太陽光発電施設を設置し活用したいための申請であります。申請地は第2種農地です。農地区分等で申しますとその他の農地に該当しております。

調査員は、【正】を川畑委員、【副】を西委員にお願いしてあります。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1について現地調査報告をいたします。8月22日、土曜日、午前10時から行政書士立会いのもと、西委員と私で調査いたしました。場所等につきましては、資料の3、4ページを参照してください。事務局の説明もございましたが、申請人は田を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいとの事です。譲渡人は他に仕事をされており、現在農業機械も古くなり故障続きで今年度は耕耘、植付け等は他に委託されており、今後、耕作の意思がないようです。

申請地周辺の状況は東側は水源地施設、西側は市道敷、南側は河川敷、北側は県道敷で周囲に農地はありません。雨水排水は、西側排水路に流下させる計画です。被害防除計画書、誓約書、事業計画書、発電設備認定通知書、系統連系承諾通知書、事業承継届書が提出されており、資金は融資を受けられるようで、融資証明書が提出されております。目的の確実性は現在水稻が作付されておりますので、工事着工は10月末の収穫後になります。

私共の調査では問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.2について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任 No.2について説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。申請地は日当たりが良く造成費も少ないため、太陽光発電施設を設置し活用したいための申請であります。申請地は第2種農地です。農地区分は、その他の農地に位置しております。調査委員に【正】を川畑委員、【副】を西委員をお願いしてあります。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2について現地調査報告をいたします。8月22日、土曜日、午前10時30分から行政書士立会いのもと、西委員と私で調査いたしました。場所等につきましては資料の5ページ、6ページにあります。申請地は現在、未耕作地で転用目的は太陽光発電施設を設置したいとの事です。

申請地の周囲状況は東側道路、西側宅地、南側畑、北側は田です。

造成計画は現状のままで使用するとの事です。南側に畑がありますが2m程畑が高いため、日照等問題ないと思われれます。北側の田については、太陽光設備の高さが1mから1.5mで設置され、周囲に緩衝地を設けるとの事です。問題はないと思われれます。雨水排水は南側から西側

に設置されている排水溝に自然流下させる計画です。被害防除計画書、誓約書、事業計画書、発電設備認定通知書、系統連系承諾通知書、事業承継届出書の提出もあります。申請許可後、速やかに着工したいとの事です。資金も融資を受けられるそうで融資証明書が提出されております。私共の調査では、何ら問題ないと判断しました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.3 について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任 No.3 について、説明いたします。7 ページ、8 ページをお開きください。譲受人は現在、借家住まいで子供が誕生し、手狭になったため、本申請地を買い受けて、居宅を建築したいための申請であります。

申請地は第3種農地です。都市計画用途地域内農地で、準工業地域に位置している農地であり、並びに、土地区画整理区域内農地に位置している農地であります。調査員は、【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。なお、本日、西村委員欠席のため、木場委員に報告をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員 1 番木場です。No.3 について、現地調査報告いたします。8 月 22 日、土曜日、午前 9 時 00 分から、申請人の代理人である行政書士立会いのもと、西村委員と私で調査しました。

転用目的は、現在借家住まいであるが、申請地を買い受けて居宅を建築したいとの事です。事務局から説明がありましたが、申請地は、都市計画用途地域内農地で、準工業地域になります。周囲は、農地として利用している所はなく、申請地をそのままの状態を利用する計画であり、特に問題はありません。用水は公共上水道、雨水排水は水路、汚水生活雑排水は合併処理浄化槽です。被害防除計画、被害防除誓約書の提出もあります。資金は全て融資を受けられ、融資証明書が提出されております。周囲の状況につきましては、東が宅地、西が畑、南が道路、北が宅地と畑になっております。許可があり次第、着工するとの事です。私共の調査では、何ら問題ないと判断しましたが、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.4 について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任 No.4 について、説明いたします。9 ページ、10 ページをお開きくださ

い。譲受人は現在、借家住まいで、子供が誕生し、手狭になったため、申請地を買い受けて、居宅を建築したいための申請であります。申請地は第3種農地です。都市計画用途地域内農地で準工業地域の農地で、並びに土地区画整理区域内に位置している農地であります。調査員は、【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。なお、本日、西村委員欠席のため、木場委員に報告をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員 1番木場です。No.4について、現地調査報告いたします。9ページ、10ページをお開きください。8月22、土曜日、午前9時15分から、申請人の代理人である行政書士立会いのもと、西村委員と私で調査しました。No.3の裏側の場所になり、同じように、都市計画用途地域内農地で、準工業地域になります。周囲は農地利用している所はありません。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書が提出されております。東が畑、西が宅地、南が道路、北が畑、宅地となっております。私共の調査では、何ら問題ないと判断しましたが、皆様方のご審議をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.5について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任 No.5について、説明いたします。11ページ、12ページをお開きください。譲受人は、平成19年6月26日第5—344号で農地法第5条の許可を得て、今回の申請地に隣接する〇〇番200㎡に一般住宅を建築しております。一般住宅建築後、4人の子供に恵まれ、既存の住宅が手狭になり、今回申請の土地を譲り受けることができ、子供用の部屋を増築しようとするものであります。なお、前回の転用申請地との一体利用となります。申請地は第3種農地であります。都市計画用途地域内にあり、中高層住居専用地域に位置している農地であります。調査員は、【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。なお、本日、西村委員欠席のため、木場委員に報告をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員 1番木場です。No.5について、現地調査報告いたします。11ページ、12ページをお開きください。8月22、土曜日、午前9時45分から、申請人の代理人である行政書士立会いのもと、西村委員と私で調査しました。ただ今、事務局から説明がありましたように、平成19年に農地法

第5条の許可を得た、譲受人の住宅が建っている隣接地であります。転用事由に書いてありますように、4人の子供が誕生し手狭になり、本申請地を購入し子供用の部屋を建築したいとの事です。また、事務局から説明がありましたように、一体利用するという事で、500㎡を超えることから、面積超過理由書も提出されております。周囲には農地もなく、周囲には問題ないと思います。付近の状況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地となっております。用排水計画は、雨水排水は水路に放流し、汚水、生活雑排水は既存の合併浄化槽に繋ぐとのことです。資金は融資証明書が提出されております。許可があり次第、着工するとの事であります。私共の調査では、何ら問題ないと判断しましたが、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.6について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任 No.6について、説明いたします。13ページ、14ページをお開きください。譲受人は現在、実家住まいですが、申請地を祖父より譲受け、自宅を建築するための宅地造成をしたいための申請であります。申請地は第3種農地であります。都市計画用途地域内にあり、第一種低層住居専用地域に位置する農地で、区画整理区域内に位置する農地でもあります。調査員は、【正】を蓑手委員、【副】を福菌委員をお願いしてあります。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員 8番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.6についての調査をしましたので報告します。8月24日、月曜日、午前9時10分から、現地で譲受人の代理人の行政書士の立会いのもと、福菌委員と私が調査を実施しました。位置図は、資料13ページ、14ページを参照ください。申請の農地は、第3種農地、第1種低層住居専用地域で、転用の目的は、譲受人が現在実家住まいで、今回申請地を祖父から譲り受けて自宅を新築するための造成をするとのことです。周囲は麓地区区画整理事業地内にあり、同土地の東側に畑地がありますが、住宅で囲まれており問題はないと思います。目的の確実性については、自己資金で、許可を受け次第10月着工する予定とのことです。用水は公共上水道を利用し、汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は北側の市道路の水路へ放流するとのことです。付近の状況、被害防除対策は、北側、西側は道路、南側は住宅、東側は畑となっております。被害防除計画書、誓約書が添付されております。私共の調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.7 について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任 No.7 について、説明いたします。15 ページ、16 ページをお開きください。今回の申請地は、道路が4 m確保されておりませんので、セットバックしなければなりませんので、505 m²となっております。建築の方が必要な条件となります。

譲受人は現在、借家住まいですが、手狭で不便なため、申請地を譲り受け、自宅を建築したいための申請であります。

申請地は第3種農地であります。都市計画用途地域内に位置する農地で、第一種中高層住居専用地域に位置しております。調査員は、【正】を古賀委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 9番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.7 について、8月25日、火曜日、午前9時20分から申請人の代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と私で調査をいたしましたので、報告いたします。資料の15、16 ページを参照してください。申請地は第3種農地で申請人は、申請地を譲り受け、自宅を建築したいとのこと。東は宅地、西は宅地と田、南は畑、北は道路です。被害防除計画ですが、申請地の造成は現状のままで利用し、被害防除対策など、周辺の日照、通風など支障を及ぼさないために、幅5.8mの緑地、緩衝地を設ける。用排水計画の用水計画は、公共上水道、雨水排水は溜樹及び水路放流、汚水排水及び生活雑排水は合併浄化槽となっております。

なお、申請人が取得しようとする土地は500 m²を超えますが、本申請地から道路の中心まで2 mありませんので、セットバックしなければなりません。その結果、宅地として有効に利用できる面積が縮小されるとの事で、面積超過理由書が添付されております。資金は融資で、許可後着工となっております。他に被害防除計画書及び誓約書、融資証明書など添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。最後のNo.8 について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任 No.8 について、説明いたします。17 ページ、18 ページをお開きください。譲受人は、現在、借家住まいで手狭であるため、申請地を譲り受け、店舗兼一般住宅を建築しようとするための申請であります。申請地は第3種農地であります。都市計画用途地域内農地で、第一種

住居専用地域に位置する農地であり、並びに、土地区画整理区域内に位置する農地であります。調査員は、【正】を蓑手委員、【副】を福菌委員をお願いしてあります。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員 8番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.8についての調査をしましたので報告します。8月24日、月曜日、午前8時40分から、現地で譲受人の代理人の行政書士事の立会いのもと、福菌委員と私が調査を実施しました。位置図は、資料17ページ、18ページを参照ください。申請の農地は、第3種農地、第1種住居専用地域で、転用の目的は、譲受人が現在借家住まいで手狭であるため、今回申請地を購入して、店舗付き一般住宅を建築して活用するとの事です。申請地は麓地区区画整理事業地内にあり、住宅で囲まれており問題はないと思います。目的の確実性については、資金計画は銀行融資を利用して、許可を受け次第、10月造成着工、11月から1月の間に建築する予定とのことです。用水は公共上水道を利用し、汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は北側の市道路水路へ放流するとのことです。付近の状況、被害防除対策は、北側、西側、南側は道路に面しており、西側東側は住宅となっております。被害防除計画書、誓約書が添付されております。私共の調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今、事務局及び調査員からの8件の調査、報告が終わりました。それでは、これより質疑にはいります。
まず、No.1について、何かご質疑ございませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、続きまして、No.2について、何かご質疑ありませんか。

私の方から質問いたします。No.1、No.2は第2種農地ですが、代替地の検討はしてあるでしょうか。

中村主任 事務局です。行政書士の方から代替地の検討はしたとの報告を受けており、書類を届けるよう伝えております。

議長 代替地の検討をしたうえで、今回の申請地を太陽光発電施設の整備地として申請されているようです。他に、ご質疑ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、続きまして、No.3 について、何かご質疑ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、続きまして、No.4 について、何かご質疑ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、続きまして、No.5 について、何かご質疑ありませんか。

なければ、私の方から質問させてください。子供用の部屋ということですが、増築の面積はどれくらいですか。

中村主任 事務局です。82.08 m²であります。

議長 残りの部分の面積が相当多く残ることとなりますが。

中村主任 駐車場をこちらに移すことと、家庭菜園にすることになっております。

議長 他に何かご質疑ありませんか。無いようですので、続きまして、No.6 について、何かご質疑ありませんか。

なければ、私の方から質問させてください。宅地造成後のスケジュールはどのようになっていますか。

中村主任 準備ができ次第、できるだけ早いうちに自宅を建築したいとの事です。

議長 他に何かご質疑ありませんか。無いようですので、続きまして、No.7 について、何かご質疑ありませんか。

樋ノ口委員 道路部分を2m確保するとのことですが、手前の宅地は確保されているのですか。

中村主任 まだ家が建っておりませんので、建築される際は確保しなければならないこととなっております。

議長 他に何かご質疑ありませんか。無いようですので、続きまして、No.8 について、何かご質疑ありませんか。

なければ、私の方から質問させてください。店舗付一般住宅となっておりますが、どの様な職種の店になるのでしょうか。

中村主任 ○○という事でありませう。内容は、○○ということだす。譲受人は東京でもこの○○をされていたそうだす。

議長 他に何かご質疑ありませんか。
 (「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようだすので、日程第2、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請8件について」許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようだすので、日程第2、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請8件について」は申請のとおり許可することといたしませう。

議長 次に、日程第3、議案第42号「農用地利用集積計画案(9件)について」を議題といたしませう。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、○○委員は、ご退席をお願いします。
 (「○○委員」退席)
 それでは、事務局の説明をお願いします。

大里主査 日程第3、議案第42号「農用地利用集積計画案」であります。資料の19ページをご参照ください。8月分の農用地利用集積計画案は、9件26筆15,057㎡で、新規が9件だす。借人は、所有農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で、括弧書きの方は亡くなっている方で、利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してあります。

議長 ただ今説明がありました。今回は9件、26筆であります。借人の現在の農地の耕作状況は全て耕作されているとのことだす。条件に合致しているようだす。何か、皆様の方からご質疑ありませんか。
 (「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようだすので、日程第3、議案第42号「農用地利用集積計画案(9件)について」は、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようだすので、日程第3、議案第42号「農用地利用集積計画案(9

件)について」は申請のとおり決定することといたします。

〇〇委員は自席へおもどりください。

議長 次に、日程第4、議案第43号「農用地利用集積計画案（一括方式）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

大里主査 日程第4、議案第43号「農用地利用集積計画案（一括方式）」であります。資料の20ページをご参照ください。8月分の農用地利用集積計画案（一括方式）は農地中間管理事業分で、2件2筆956㎡で、新規2件です。借人は、所有農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で、括弧書きの方は亡くなっていらっしゃる方で、利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してあります。

議長 ただ今説明がありました。農地中間管理事業に係る（一括方式）の計画書になります。何か皆様の方からご質疑ありませんか。

（「異議なし」呼ぶ者あり）

議長 無いようですので、日程第4、議案第43号「農用地利用集積計画案（一括方式）について」は、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」呼ぶ者あり）

議長 無いようですので、日程第4、議案第43号、農用地利用集積計画案（一括方式）については申請のとおり決定することといたします。

議長 次に、日程第5、議案第44号「いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

大里主査 資料の21ページをご覧ください。この案件につきましては、4月27日に、委員の皆様と現地確認した場所の案件であります。

内容としては、農用地区域内の農地に住宅を建築したいとの事でありませす。これに伴い、いちき串木野市長から、「いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見」を農業委員会に求められております。

除外要件（個別見直し）の5要件につきましては、除外の要件である農用地の外周部に接しており、除外しても影響が最小限であること。加えて代替地の検討を行ったが適当な土地が見つからなかったこと。

また、申請地は道路に隣接し他の農地へ移動するための道路が確保されているため、集団化及び作業の効率化に支障を及ぼす恐れはないこと。

また、申請地を除外することで周辺の農地を耕作する農業者に影響を与

えることなく、農用地利用の集積に支障はないこと。

また、農業用排水路への影響もなく、土地改良事業の基盤整備も入っていないため、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えております。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長

ただ今、事務局からの説明がありました。また、4月には現地も確認しておりまして、総合的に見て、個別除外要件の5つの要件を全部クリアしているという事で、今回の除外については特に支障がないという事で、判断はしていたところですが、皆様の方からご質疑ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長

無いようですので、日程第5、議案第44号「いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」は、別紙回答案のとおり市長へ回答することにご異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長

無いようですので、日程第5、議案第44号「いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」は、別紙回答案のとおり市長へ回答することで決定することといたします。

議長

以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

• _____

• _____